

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 岡山県公印寸法第四条の規定による行政行為等の重要書類に使用する公印の一部改正

総務学事課

（県例規集登載）

○ 平成二十八年度県統計調査の実施

統計分析課

○ 特定施設の設置許可申請

環境管理課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の更新

〃

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 一般競争入札の実施

財産活用課

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

○ 土地改良事業の工事完了

耕地課

○ 平成二十八年度砂利採取業務主任者試験の合格者

河川課

目次

担当課（室）

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

〃

〃

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

◎岡山県告示第六百十一号

平成十七年岡山県告示第二百五十三号（岡山県公印寸法第四条の規定による行政行為等の重要書類に使用する公印）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別図五〇を次のように改める。

五〇

※ 印影（別図五〇）については、省略

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

◎岡山県告示第六百十二号

平成二十八年度において、次の県統計調査を実施する。

平成二十八年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

働きやすい職場づくりに関する実態調査

2 目的

県内の事業所における労働時間、休暇の取得及び仕事と育児又は介護の両立に関する意識及び実態を把握し、仕事と生活の調和に配慮した誰もが働きやすい職場環境づくりの推進に向けた施策立案の参考資料とする。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

県全域

2 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」又は「サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所のうち、常用従業者が三十人以上の民間事業所

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

長時間労働の是正に関する事項、育児と仕事の両立に関する事項及び介護と仕事の両立に関する事項

2 その基準となる期日又は期間

平成二十七年一月一日から平成二十八年十月一日まで

四 報告を求める者

二のうちの二千事業所

五 報告を求めるために用いる方法

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

郵送調査

六 報告を求める期間

平成二十八年十二月十九日から平成二十九年一月十九日まで

七 実施部課名

産業労働部労働雇用政策課

◎岡山県告示第六百十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 株式会社クラレ

住所 倉敷市酒津1621番地

氏名 代表取締役社長 伊藤 正明

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社クラレ鶴海事業所（仮称）

所在地 備前市鶴海4342番地

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	27-ニ 活性炭洗浄施設 (1)		27-ニ 活性炭洗浄施設 (16)		27-ニ 活性炭洗浄施設 (17)		27-ニ 活性炭洗浄施設 (18)		27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (22)	
能	力	2 t/日		1 t/日		同左		2 t/日		170m ³ /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成29年1月1日		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		25日/月, 24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	50	60	10	15	同左		20	25	37	42
	p H	2.5~7.0	2.5~7.0	3~9	3~9		3~9	3~9	2~5	2~5	
	COD (mg/L)	6	16	100	300		100	300	同左		
	S S (mg/L)	10	80	200	400		200	400	300	600	
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	同左			<0.5	1	同左		
	T-N (mg/L)	10	20	同左			10	20	同左		
	T-P (mg/L)	1	2	0.5	1		0.5	1	1	2	
	全シアン (mg/L)	-	-	同左			-	-	同左		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

区 分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設		
種 類	27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (25)		27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (26)		27-イ ろ過施設 (27)		27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (28)		27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (29)		
能 力	70m ³ /時		300m ³ /時		0.3 t /分		300m ³ /時		170m ³ /時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左		同左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左		同左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成29年1月1日		同左		同左		同左		同左		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	25日/月, 24時間		同左		同左		同左		同左		
使用時に特定施設においてか排水の排出等通常の汚水の最大値及びその概要	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	38	43	55	66	2.2	3.1	55	66	35	49
	p H	2~5	2~5	同左		9~13	9~13	2~5	2~5	同左	
	C O D (mg/L)	100	300			20	50	100	300		
	S S (mg/L)	300	600			15	40	300	600		
	油 分 (mg/L)	<0.5	1			<0.5	1	同左			
	T-N (mg/L)	10	20			10	20				
	T-P (mg/L)	1	2			1	2				
	全シアン (mg/L)	-	-			1,000	2,000	-	-		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

区 分	新 設	新 設		新 設		新 設		新 設			
種 類	27-ニ 活性炭洗浄施設 (31)	27-ニ 活性炭洗浄施設 (32) (処理施設Bへ)		27-ニ 活性炭洗浄施設 (32) (処理施設Eへ)		27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (33)		27-ニ 活性炭洗浄施設 (35)			
能 力	1 t/分	2 t/日		同左		300m ³ /時		2 t/日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	同左		同左		同左		同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	同左		同左		同左		同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成29年1月1日	同左		同左		同左		同左			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	25日/月, 24時間	同左		同左		同左		同左			
使用時に特定施設においてか汚染状態に及ぶ最大値及び通常値の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	4.2	5.9	18	23	2	2	55	66	50	60
	p H	9~13	9~13	3~9	3~9	同左		2~5	2~5	2.5~7.0	2.5~7.0
	COD (mg/L)	30	60	100	300			100	300	6	16
	S S (mg/L)	20	40	200	400	同左		300	600	10	80
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	同左				<0.5	1	同左	
	T-N (mg/L)	10	20			1,200	3,250	10	20		
	T-P (mg/L)	1	2	0.5	1	同左		1	2		
	全シアン (mg/L)	1,000	2,000	-	-			-	-		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

区 分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設		
種 類	27-ニ 活性炭洗浄施設 (36)		27-イ ろ過施設 (36)		27-ニ 活性炭洗浄施設 (37)		27-イ ろ過施設 (37)		27-ニ 活性炭洗浄施設 (38)		
能 力	4 t/日		同左		5 t/日		同左		同左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左		同左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左		同左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成29年1月1日		同左		同左		同左		同左		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	25日/月, 24時間		同左		同左		同左		同左		
使用時に特定施設においてか汚染状態に達する汚水等通常の汚水及び最大該汚水の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	30	50	3	6	42	54	2	3	18	27
	p H	4~8	4~8	同左		同左		同左		同左	
	C O D (mg/L)	100	300								
	S S (mg/L)	200	400								
	油 分 (mg/L)	<0.5	1								
	T-N (mg/L)	10	20								
	T-P (mg/L)	0.5	1								
全シアン (mg/L)	-	-									

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

区 分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設		
種 類	27-イ ろ過施設 (38)		27-ニ 活性炭洗浄施設 (39)		27-イ ろ過施設 (39)		27-ロ 遠心分離機 (43)		27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (44)		
能 力	5 t/日		9 t/日		同左		0.3 t/日		300m ³ /時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左		同左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左		同左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成29年1月1日		同左		同左		同左		同左		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	25日/月, 24時間		20日/月, 24時間		同左		25日/月, 9時間		25日/月, 24時間		
使用時に特定施設においてか汚染状態に及ぶ最大値及び通常の水質等並びに最大値の概要	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	3	6	43	65	3	6	0.7	1	55	66
	p H	4~8	4~8	6~8	6~8	同左		7~10	7~11	2~5	2~5
	COD (mg/L)	100	300	同左				100	200	100	300
	S S (mg/L)	200	400					200	400	300	600
	油 分 (mg/L)	<0.5	1					<0.5	1	同左	
	T-N (mg/L)	10	20					10	20		
	T-P (mg/L)	0.5	1					0.5	1		
	全シアン (mg/L)	-	-					-	-	同左	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

区 分	新 設	新 設		新 設		新 設		新 設		
種 類	27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (45)	27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (46)	27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (47)	27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (48)	27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (49)	27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (48)	27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (49)	27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (49)	27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (49)	
能 力	50m ³ /時	同左	400m ³ /時	360m ³ /時	44,340N m ³ /時					
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	同左	同左	同左	同左					
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	同左	同左	同左	同左					
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成29年1月1日	同左	同左	同左	同左					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	20日/月, 24時間	同左	25日/月, 24時間	同左	連続24時間					
使用時に特定施設においてか汚染状態及びに通常の値並びに最大値及びその概要	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 量 (m ³ /日)	12	19	同左	18	25	45	54	106	137
	p H	2~5	2~5		2~5	2~5	同左		5~9	5~9
	C O D (mg/L)	100	300		100	300	同左		30	60
	S S (mg/L)	300	600		300	600	200	400	50	100
	油 分 (mg/L)	<0.5	1		<0.5	1	同左		<0.5	1
	T-N (mg/L)	10	20		10	20	同左		10	20
	T-P (mg/L)	0.5	1		0.5	1	同左		1	2
	全シアン (mg/L)	-	-		-	-	同左		-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

区 分	新 設	新 設		新 設		新 設		新 設			
種 類	27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (52)	27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (53)	27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (54)	27-ル 湿式集塵施設 (55)	27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (56)						
能 力	18,000m ³ /時	6,000m ³ /時	9,000m ³ /時	20,932N m ³ /時	4,200m ³ /時						
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	同左	同左	同左	同左						
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	同左	同左	同左	同左						
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成29年1月1日	同左	同左	同左	同左						
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	25日/月, 24時間	同左	同左	連続24時間	同左						
使用時に特定施設においてか汚染状態に達するおそれがある場合の概要	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	65	78	9	11	30	36	106	137	0	1
	p H	5~9	5~9	同左		5~9	5~9	同左		<5	<5
	C O D (mg/L)	450	600			300	500	285	475	10	20
	S S (mg/L)	600	850			200	400	357	535	10	20
	油 分 (mg/L)	<0.5	1			<0.5	1	同左		<0.5	1
	T-N (mg/L)	10	20			10	20			2	4
	T-P (mg/L)	1	2			1	2			0.2	0.6
	全シアン (mg/L)	-	-			-	-			-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

区 分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設		
種 類	27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (57)		27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (58)		27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (59)		27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (60)		27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (61)		
能 力	400N m ³ /時		同左		同左		同左		1,800N m ³ /時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左		同左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左		同左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成29年1月1日		同左		同左		同左		同左		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間		同左		同左		同左		断続0.5時間		
使用時に特定施設においてか汚染状態に達する汚水等通常の汚水及び最大該汚水の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	96	120	同左	同左	同左	同左	1	16		
	p H	2~5	2~5					2~5	2~5		
	C O D (mg/L)	50	150					10	20		
	S S (mg/L)	75	200					10	20		
	油 分 (mg/L)	<0.5	1					<0.5	1		
	T-N (mg/L)	6	12					2	4		
	T-P (mg/L)	0.4	0.7					0.2	0.6		
	全シアン (mg/L)	-	-					-	-		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	新 設				新 設				
工場又は事業場における施設番号	処理施設 (B)				処理施設 (C)				
種 類 及 び 型 式	中和槽, かくはん槽, 遠心分離機, 膜ろ過装置				中水槽				
構 造	中和槽: S S + F R P ライニング, P V C かくはん槽, 遠心分離機: S S 膜ろ過装置: 中空糸膜エレメント37本, ハウジング S U S 製				S S (ゴムライニング)				
主 要 寸 法	中和槽: 3.5m×0.8m×1m×2槽 中和槽(集合槽): 1.5m×0.6m×0.7m かくはん槽: 3.5m×(1.5m, 2.1m)×2.9m 遠心分離機: φ0.52m×1.45m 膜ろ過装置: φ708mm×2,320mm (外形), φ89mm×1,070mm (モジュール)				3,500mm×1,500mm×1,600mm				
能 力	中和, 凝集, 遠心分離: 2,400m ³ /日 膜ろ過: 504m ³ /日				432m ³ /日				
処 理 の 方 法	中和+凝集+遠心分離+膜ろ過				中和				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成29年1月1日				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該施設による汚水等の処理前後の状態及び通常時の最大値並びに当該汚水等の通常最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	933.72	1,199.54	933.72	1,199.54	323	381	323	381
	p H	4~8	4~8	7~8	7~8	2~5	2~5	4~6	4~6
	C O D (mg/L)	144.44	317.76	18.30	33.65	100	300	100	300
	S S (mg/L)	267.18	488.96	11.35	16.19	300	600	300	600
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	<0.5	1	同左			
	T - N (mg/L)	9.91	20.27	7.64	10.33	10	20	10	20
	T - P (mg/L)	0.84	1.64	0.84	1.64	1	2	1	2
	全シアン (mg/L)	-	-	-	-	同左			

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

区 分	新 設				新 設				
工場又は事業場における施設番号	処理施設 (D)				処理施設 (E)				
種 類 及 び 型 式	タンク				蒸発濃縮装置 蒸発乾燥装置				
構 造	FRP, PE+SS				蒸発濃縮装置: SUS316 蒸発乾燥装置: SUS304				
主 要 寸 法	φ1,600mm×1,400mm φ2,400mm×2,900mm				蒸発濃縮装置: φ440mm×2,570mm 蒸発乾燥装置: φ600mm×1,000mm				
能 力	27m ³ /日				6m ³ /日				
処 理 の 方 法	酸化分解+中和				蒸発				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成29年1月1日				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該施設及びその前後の状態及びその最大値等の概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	6.4	9	6.4	9	2	2	0	0
	p H	13	13	7~8	7~8	3~9	3~9	-	-
	COD (mg/L)	27	57	20	40	100	300	-	-
	S S (mg/L)	18	40	18	40	200	400	-	-
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	<0.5	1	<0.5	1	-	-
	T-N (mg/L)	10	20	10	20	1,200	3,250	-	-
	T-P (mg/L)	1	2	1	2	0.5	1	-	-
全シアン (mg/L)	1,000	2,000	2	5	-	-	-	-	

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

区 分	新 設	新 設							
工場又は事業場における施設番号	処理施設（F）	処理施設（G）							
種 類 及 び 型 式	原水貯槽タンク，凝集反応槽	中和槽，膜ろ過装置，脱水機							
構 造	原水貯槽タンク：PE 凝集反応槽：PE＋SS	中和槽：FRP 膜ろ過装置：中空糸膜モジュール5本，SUS 脱水機：SUS							
主 要 寸 法	原水貯槽タンク：φ2,340mm×3,190mm 凝集反応槽：φ2,200mm×3,000mm	中和槽：2,750mm×1,350mm×1,750mm 膜ろ過装置：φ189mm×1,160mm（モジュール）， 1,955mm×600mm×1,725mm（外形） 脱水機：1,200mm×1,000mm×500mm							
能 力	28m ³ /日	496m ³ /日							
処 理 の 方 法	凝集沈殿	中和＋膜ろ過＋遠心分離							
工 事 着 手 予 定 年 月 日	－	同左							
工 事 完 成 予 定 年 月 日	－	同左							
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成29年1月1日	同左							
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続16時間	連続24時間							
使用時における当該施設及びその汚水等の状態及び通常の汚水量並びに最大値等の概要	区 分	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後				
	通常	最大	通常	最大	通常	最大			
	水 量 (m ³ /日)	7.66	10.59	7.66	10.59	193	496	193	496
	p H	7～10	7～11	6～8.6	6～8.6	3～6	3～6	6～8.5	6～8.5
	C O D (mg/L)	145.43	245.28	3.79	6.4	100	300	1.5	3
	S S (mg/L)	392.69	710.95	11.05	20	300	600	4	8
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	<0.5	1	同左			
	T - N (mg/L)	10	20	7.5	15	5	10	5	10
	T - P (mg/L)	0.51	1.02	0.5	1	0.4	0.7	0.4	0.7
	全シアン (mg/L)	-	-	-	-	同左			

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	B水路排水口		No. 2排水口		No. 4排水口		No. 7排水口		No. 10排水口		C水路排水口	
	新設		新設		新設		新設		新設		新設	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	793.41	1,266.66	0.49	0.61	0.09	0.11	0.60	0.75	0.12	0.15	10.11	14.24
pH	6~8	6~8	同左		同左	同左	同左	同左	同左	同左	6~8	6~8
COD (mg/L)	14.24	21.48	0.5	1							7.72	15
SS (mg/L)	8.95	12.65	<0.5	1							10.5	18.71
油分 (mg/L)	<0.5	1	同左								<0.5	1
T-N (mg/L)	6.68	10.07	<0.5	1							13.85	24.25
T-P (mg/L)	0.693	1.227	<0.1	0.2							1.39	2.9
大腸菌群数 (個/cm ³)	<3,000	3,000	0	0							<3,000	3,000
全シアン (mg/L)	-	1	-	-							-	-

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

排水口番号	No. 16排水口	
	新設	
区分	通常	最大
水量 (m ³ /日)	1.00	1.50
pH	6~8	6~8
COD (mg/L)	0.5	1
SS (mg/L)	<0.5	1
油分 (mg/L)	<0.5	1
T-N (mg/L)	<0.5	1
T-P (mg/L)	<0.1	0.2
大腸菌群数 (個/cm ³)	0	0
全シアン (mg/L)	-	-

備考 表に掲げるもののほか、雨水排水口No. 1, 3, 5, 6, 8, 9, 11~15及び17~20を新設する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成28年12月2日から同月26日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

◎岡山県告示第六百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
木村眼科	都窪郡早島町早島一四六七―五	眼科	平成二十八年九月一日
杉の子薬局	加賀郡吉備中央町下加茂一〇三―九	調剤	平成二十八年十月一日
おかやま薬局総社東店	総社市井手五八八―一	調剤	平成二十八年十二月一日

◎岡山県告示第六百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十八年十二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類 調剤	更新年月日
アルファ薬局星の郷店	井原市美星町大倉二四六七―四		平成二十八年十二月一日

◎岡山県告示第六百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年十二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

木村眼科

都窪郡早島町早島一四六九

眼科

平成二十八年八月三十一日

杉の子薬局

加賀郡吉備中央町下加茂一〇三一九

調剤

平成二十八年九月三十日

◎岡山県告示第六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十八年十二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

総社市中尾字スゲンサコ一五五六の一、字猿神一六三七の一、一六三七の四から一六三七の一四まで、字広畑一七二三の一、一七二三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔四八〇〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十八年十二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

岡山県庁舎で使用する電気

使用予定電力量13,503,000キロワット時（3年6月間）

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成29年4月1日から平成32年9月30日まで

(4) 納入場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁舎

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した、3年6月間の総価で入札に付することとし、消費税額及び地方消費税の額を含めない金額を入札金額とすること。

(6) その他

(1)の使用予定電力量は、平成27年11月から平成28年10月までの使用実績等に基づき、将来的な計画を考慮して設定している。また、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成28年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年岡山県告示第45号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分がAであるものであること。

第11844号 岡山県公報 平成28年12月2日

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この入札の公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (6) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき平成29年1月5日午後4時までに申請手続を行うこと。
申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁本庁舎2階）
電話（086）226-7538（直通）
 - 4 入札書の提出場所等
（1）入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県総務部財産活用課庁舎管理班（岡山県庁本庁舎4階）
電話（086）226-7238（直通）
 - (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
平成28年12月2日から平成29年1月6日まで（岡山県の休日を含める条例（平

成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所において交付する。また、岡山県総務部財産活用課のホームページからもダウンロードすることができる。(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成29年1月27日午後2時(郵送等による入札書の受領期限は、同月26日午後5時)

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁地下1階用度課入札室

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を4(3)の期限までに提出する以外に、一般競争入札(条件付)参加申出書及び入札説明書で指定する必要書類を平成29年1月6日午後5時までに、4(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約における特約事項

当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity for Okayama Prefectural Government Office main building and several other buildings

13,503,000kWh (3 years and 6 months)

(2) Delivery period :

From 1 April, 2017 through 30 September, 2020

(3) Delivery place :

Okayama Prefectural Government Office

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi

(4) Time limit for tender :

2:00 P.M. 27 January, 2017 (by mail 5:00 P.M. 26 January, 2017)

(5) Contact point for the notice :

Property Utilization Division, Department of General Affairs, Okayama Prefectural Government

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570

Japan

TEL 086-226-7238 (direct dialing)

〔四八一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Mag Mell

三 代表者の氏名

渡邊 雅之

四 主たる事務所の所在地

千葉県習志野市谷津一丁目一七番一―五〇五号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民等一般市民に対して、耕作放棄地、市民農園に係る研修及び実習、情報の収集提供、地域づくり、国内海外との相互交流及びネットワークの形成、支援活動、人材の育成、調査研究等の事業を行い、耕作放棄地、市民農園の定着発展、健全な地域づくり、食と農と教育に関する理解の促進、緑と地域環境の保全、園芸福祉の推進等の公益に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

主たる事務所の所在地

〔四八二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十八年十二月二日

事業主体	地区名	工種	完了年月日
高崎土地改良区	六間丘1番農道	農道舗装	二八・七・八
		岡山県知事	伊原木 隆 太

〔四八三〕平成二十八年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成二十八年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

受験番号

二

三

四

六

七

八

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

〔四八四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字山崎一八一六、一八一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

津山市二宮一八一ウイステリアA二〇三

矢本 卓

矢本 明子

三 許可番号

岡山県指令建指第二一二号

平成28年12月2日 岡山県公報 第11844号

〔四八五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字肘曲り二四二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区乙多見一五二―一エンジェルB二〇五号

伊村 菜歩

三 許可番号

岡山県指令建指第二一四号

〔四八六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十八年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

警察車両のメンテナンス業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び警察車両のメンテナンス業務仕様書による。

(3) 契約期間

平成29年3月1日から平成31年9月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成28年度において県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年岡山県告示第46号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契

第11844号 岡山県公報 平成28年12月2日

約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234-0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成28年12月2日（金）から平成29年1月23日（月）まで（岡山県の休日を除く。また、平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、

返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ140グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成29年 1月31日 (火) 午後 4時

(4) 開札の日時及び場所

平成29年 2月 2日 (木) 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目 4番 6号

岡山県警察本部警務部会計課分室 (岡山県庁地下 1階)

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成29年 1月23日 (月) 午後 4時までに入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第 1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内

で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured :
Trust of automobile maintenance

(2) Contract period :
From 1 March, 2017 through 30 September, 2019

(3) Time limit for tender :
4:00 P.M 31 January, 2017

(4) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2216